

関係団体の意見

電気供給業、ガス供給業及び保険業への外形標準課税の導入に対する意見(抜粋)

【一般社団法人日本ガス協会「平成27年度税制改正に関する都市ガス業界の要望について」】

- ガス供給業について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の課税標準を組み入れていただきたい。
ただし、中小ガス事業者については、「その他の事業」と同一の扱いとしていただきたい。

【電気事業連合会「平成27年度 電気事業の税制についてのお願い」】

- 電気事業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の付加価値額及び資本金等の額による新たな課税標準が組み入れられること

【一般社団法人生命保険協会「平成27年度税制改正に関する要望」】

- 生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること

【一般社団法人日本損害保険協会「平成27年度税制改正に関する要望」】

- 既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること。

分割基準に関する地方団体からの意見(抜粋)

【佐賀県「国への政策提案書」(平成25年5月)】

- 法人事業税について、親会社による出資比率が一定水準以上の子会社については、親・子会社を一体の企業とみなし、分割基準の適用対象に加えること。
また、企業が販売店等の店舗を全国展開する形態として、フランチャイズや販売代行等の契約により受託させる店舗についても、企業の「みなす店舗」として分割基準の適用対象に加えること。

【福井県「平成27年度重点提案・要望書」(平成26年6月)】

- 法人県民税の分割基準(従業者数)を法人事業税の分割基準(従業者数と事務所数)と同様にすること。
- 法人事業税について、移動電気通信業における地方税法上の事務所等の定義および分割基準を「事業用固定資産」とするなど、受益に応じた納税を実現すること。

【兵庫県「平成27年度国の予算編成等に対する提案」(平成26年6月)】

- 分割基準について、償却資産額基準の導入、本社の従業者数や事務所数の見直しなど、事業活動の実態を反映できる基準となるよう検討すること。

【東京都「平成26年度東京都税制調査会答申」(平成26年11月)】

- 分割基準は、複数の自治体に事務所又は事業所のある法人について、法人事業税及び法人住民税法人税割の計算上、課税標準額を各団体に分ける基準である。その目的は、従業者数等の客観的指標を用いて、税収を企業の経済活動が行われている地域に正しく帰属させることにある。
- 分割基準は、応益課税の考え方から、行政サービスの受益の程度を適切に反映させるために、課税客体である事業の規模又は活動量を的確に表したものでなければならない。財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と経済活動の対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせてしまう。
- 財政調整は、あくまで地方交付税制度によって行われるべきである。

【滋賀県「平成27年度国の施策・予算に関する提案」(平成26年11月)】

- 分割基準に製造業の事業活動の規模をより反映させるため、工場従業者数に加えて有形固定資産や償却資産など工場等事業所の設備状況を表す指標を用いる、または、工場従事者数の比率(現行1.5倍)の引上げ。

地方法人課税の偏在是正に関する地方団体の意見(抜粋)

【全国知事会「地方税財源の確保・充実 要望・提言書」(平成26年10月)】

- 消費税・地方消費税の10%への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置としていただきたい。

【全国市長会「平成27年度国の施策及び予算に関する決議・重点提言・提言」(平成26年11月)】

- 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在制が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。
- 消費税率(国・地方)10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

【全国町村長会「全国町村長大会 要望」(平成26年11月)】

- 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな科目構成とすること。
- 地方法人課税に関する検討にあたっては、法人市町村民税が、地域社会の費用について、その構成員である法人にも課税するものであること、企業誘致等の税源かん養のインセンティブとなっていること等を踏まえ、個別町村において行政サービスの低下を招かないよう慎重に行うこと。

地方法人課税の偏在是正についての地方団体の意見(抜粋)

【全国市議会議長会「平成27年度地方財政対策等に関する重点要望」(平成27年1月)】

- 巨額の地方財源不足が生じている現状に鑑み、今後とも地方税財源の充実確保に努めること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- また、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされている地方法人課税の偏在是正に係る制度設計等の検討に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえて行うこと。

【全国町村議会議長会「第58回町村議会議長会 全国大会」(平成26年11月)】

- 厳しい財政状況のもと、各種の対策に取り組んできているところであるが、これまでも増して活力のある持続可能な地域づくりを進めていくためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進めるとともに、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税の復元・増額と合わせ、一般財源の充実強化が不可欠である。
- 法人実効税率の見直しにあたっては、法人課税の枠組みの中で所用の地方税財源を確保することを前提とし、地方財政に影響を与えないようにすること。

【指定都市市長会「平成27年度税制改正要望事項」(平成26年11月)】

- 平成26年度税制改正において、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とする地方法人税が創設されたが、地方公共団体間の財政力格差の是正は、国・地方間の税源配分を是正し、地方税財源拡充の中で行われるべきであり、地方法人税のような、単なる地方間の税収の再配分となる制度は、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すべきである。